## 報告第4号

## 風連町・名寄市合併協議会規約に関する確認ついて

風連町・名寄市合併協議会規約に関する確認について、別紙のとおり報告する。

平成16年4月16日提出

風連町・名寄市合併協議会 会長 島 多 慶 志

## 風連町・名寄市合併協議会規約に関する確認書

風連町長及び名寄市長は、風連町・名寄市合併協議会規約(以下「規約」という。)第6条 第1項及び第15条並びに第16条に規定する関係市町の長が協議して定める事項につい て、次のとおり確認した。

- 1 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について 会長に名寄市長 島 多慶志氏を選任する。 副会長に風連町長 柿川 弘氏を選任する。
- 2 規約第15条第2項に規定する協議会に要する経費について 関係市町に交付される市町村合併推進体制費補助金を除き、当該年度の地方交付税算 定における基準財政需要額で按分した額をそれぞれ負担する。
- 3 規約第16条に規定する監査委員について 監査委員は名寄市代表監査委員 毛利勝美氏、風連町代表監査委員 茂木正三氏に委 嘱する。

この協議の成立を証するため本書 2 通を作成し、関係市町の長が記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成16年 4月13日

風連町長 柿 川 弘

名寄市長 島 多慶志